

がん対策推進基本計画の変更等に係る検討の進め方について(案)

I. これまでの経緯

1. 基本計画の策定

- 平成19年施行されたがん対策基本法(以下「基本法」という。)に基づき、政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象とした「がん対策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を作成し、平成19年6月に閣議決定した。基本計画は、がん対策の基本的方向性について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるものである。
- 基本計画作成にあたっては、基本法第9条第4項に基づき、がん対策推進協議会の意見を聴いた。

(参考)	平成19年4月	第1回がん対策推進協議会	会長選任、協議会の運営について等
		第2回がん対策推進協議会	基本計画のイメージ等
	平成19年5月	第3回がん対策推進協議会	重点事項等
		第4回がん対策推進協議会	事務局案等
		第5回がん対策推進協議会	パブコメ結果等
	平成19年6月	がん対策推進基本計画策定・閣議決定	

※ がん対策推進協議会設置前に、がん対策の推進に関する意見交換会を5回開催し、患者団体や学会等からのヒアリングを実施

2. 中間報告

- その後、基本計画の進捗状況を把握することが極めて重要との考えから、がん対策推進協議会の意見を聞きながら検討し、平成22年6月、基本計画の中間報告を行った。
- 中間報告には、基本計画の見直しに係る提案意見も記され、次期基本計画を作成する際の論点とすることとされている。

3. 基本計画の変更

- 基本法第9条第7項に基づき、平成22年11月より、平成24年度以降の基本計画の変更についての議論を開始した。
- 特に専門的な知見が必要な、緩和ケア、小児がん及びがん研究分野については、専門委員会を設置した。
- また、特に協議を深める必要のあるがん診療連携拠点病院及びがん患者の支援・情報提供分野についてヒアリングを行い討論するなどの集中審議を行った。

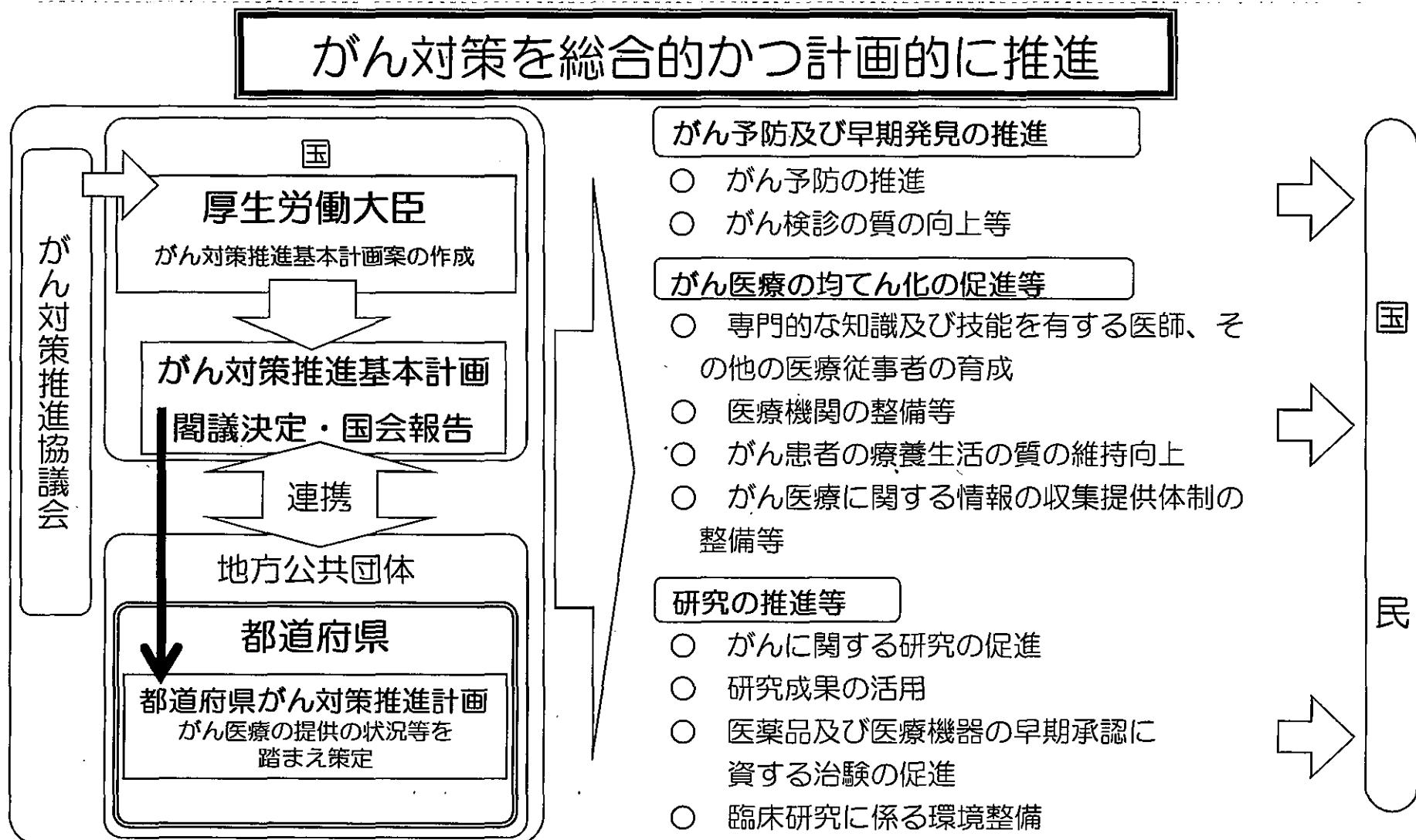
H 22	11月 第15回がん対策推進協議会	・変更に係る論点等
	12月 第16回がん対策推進協議会	・専門委員会の設置 ・がん診療連携拠点病院についての集中審議1. 等
H 23	1月 第1回緩和ケア専門委員会	・緩和ケアの今度の検討課題について等
	第1回小児がん専門委員会	・小児がんの今後の検討課題について等
	第1回がん研究専門委員会	・がん研究の今後の検討課題について等
	第17回がん対策推進協議会	・がん診療連携拠点病院についての集中審議2. 等 ヒアリング:広島県 宇津宮参考人、都立駒込病院 佐々木参考人、 静岡がんセンター 山口参考人
2月	第2回小児がん専門委員会	・小児がんの診療体制について 等 ヒアリング:大阪市立総合医療センター 多田羅参考人、 のぞみ法律事務所 増子参考人
	第2回がん研究専門委員会	・がん研究の支援体制について 等
	第2回緩和ケア専門委員会	・緩和ケア研修について 等 ヒアリング:筑波大学 木澤参考人
3月	第18回がん対策推進協議会	・患者支援・情報提供についての集中審議 等 ヒアリング:高知県 浅野参考人、 国立がん研究センター 加藤参考人、若尾参考人
	第3回がん研究専門委員会	・創薬研究について
	第19回がん対策推進協議会	・専門委員会中間報告

II. 基本計画の変更等に係る検討の進め方について(案)

- 平成23年夏～秋頃までに、基本計画に掲げられた7つの分野(がん医療、医療機関の整備等、がん医療に関する相談支援及び情報提供、がん登録、がんの予防、がんの早期発見、がん研究)の変更について、議論を行う。また、特に協議を深める必要のある分野については、集中審議(ヒアリング及び討論)を行う。なお、昨年度までのがん対策推進協議会にて、集中審議すべきとされた分野は以下のとおり。
 - がん医療(放射線療法・化学療法の推進、ドラッグラグ等)
 - がん登録
 - がん検診・予防
 - がん対策指標 他
- また、専門委員会の意見を、平成23年夏～秋頃までにとりまとめ、これをがん対策推進協議会へ報告し、これを踏まえ当該分野について検討する。
- 平成23年冬頃までに、がん対策推進協議会の意見を踏まえ、がん対策推進基本計画の変更案を、厚生労働省において作成する。
参考:参議院厚生労働委員会基本法附帯決議(平成18年6月15日)
本法により創設される「がん対策推進協議会」については、政府の策定する「がん対策推進基本計画」の立案に積極的に関与する機関であるとの位置づけにのっとり、その機能が十分に発揮できるよう配慮すること。
- パブリックコメントの実施等を経て、平成24年度当初に基本計画の変更を閣議決定する。

※ なお、基本計画関連の予算措置事項については、適宜、本協議会において検討。

がん対策基本法（平成18年法律第98号）



がん対策推進基本計画の概要 (平成19年6月閣議決定)

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法・化学療法の推進、
これらを専門的に行う医師等の育成

(2) 治療の初期段階からの
緩和ケアの実施

(3) がん登録の推進

全体目標【10年以内】

がんによる死者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

全てのがん患者及びその家族の
苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ①放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成
- ②緩和ケア ③在宅医療 ④診療ガイドラインの作成 ⑤そ

- ☆ すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施【5年以内】
- ☆ すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得【10年以内（運用上5年以内）】

2. 医療機関の整備等

- ☆ 全ての2次医療圏において、概ね1箇所程度拠点病院を設置【3年以内】
- ☆ 5大がんに関する地域連携クリティカルパスを整備【5年以内】

3. がん医療に関する相談支援及び情報提供

- ☆ 全ての2次医療圏において、相談支援センターを概ね1箇所以上整備【3年以内】

4. がん登録

- ☆ 院内がん登録を実施している医療機関を増加

5. がんの予防

- ☆ 未成年者の喫煙率を0%とする【3年以内】

6. がんの早期発見

- ☆ がん検診の受診率について、50%以上とする【5年以内】

7. がん研究

- ☆ がん対策に資する研究をより一層推進

がん対策推進基本計画の概要 (平成19年6月閣議決定)

▶ 趣旨

- ▶ がん対策基本計画は、がん対策基本法第9条第1項に基づき策定するものであり、長期的視点に立ちつつ、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策計画の基本となるものである。
- ▶ 今後は、基本計画に基づき、関係者等が一体となってがん対策に取り組み、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指すこととする。

▶ 基本方針

- ▶ 「がん患者を含めた国民」の視点に立ったがん対策の実施
- ▶ 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施